## 鳥取県告示第42号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月25日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	変更年月日
有限会社さかの	倉吉市八屋203	ユニバーサル介護	倉吉市八屋203-7	居宅介護、重	平成23年1月
ケアサービス	<b>-</b> 7	センター倉吉		度訪問介護	1 日